

各加盟団体長 殿

(一財)長崎県剣道連盟
会 長 灰谷 達明
〔公印省略〕

称号受審要件の講習受講回数について

各協会におかれましては、当連盟の事業・運営にご協力賜り、お礼申し上げます。

標記につきまして、添付の通り全剣連より称号受審者の講習会の受講回数を徹底するようご指示がありました。錬士受審の場合は従来通り過去1年間に1回の受講で問題ありませんが、教士の場合は2回の受講が必須となります。

長崎県では、離島もある為、これまで教士も1回の受講でOKとされておりました。

しかしながら、離島があるのは当県だけではなく、利便性が悪いのは離島だけに限る事でもないため、全剣連のご指摘を真摯に受け止め、今後の教士受審者においては講習会受講の必要回数を1回から2回へ変更致します。

早速、本年5月の称号審査から実施しますので、各協会の協会員へ漏れなくお伝え頂き、推薦書を発行される時点で事務局でのチェックを漏れなくお願い致します。

記

1. 中央審査受審者の講習会受講必要回数
教士 ➡ 2回（錬士・段位は従来通り1回）
2. その他
剣道の場合、本年5月の中央審査を受審する場合は、以下のいずれかの受講を記載して申請下さい。（剣道）
杖道・居合道におかれてはそれぞれで各会員へ伝達をお願いします。

- ① 令和4年4月 伝達講習会（長崎市・佐世保市）
- ② 令和4年5月 審査員講習会
- ③ 令和4年7月 試合審判法 伝達講習会
- ④ 令和4年9月 剣道指導法 伝達講習会
- ⑤ 令和4年10月 日本剣道形講習会
- ⑥ 令和4年10月 九州高段者研修会（宮崎県）
- ⑦ 令和5年1月 社会体育指導員養成講習会（長崎県）
- ⑧ 令和5年1月 授業協力者養成講習会
- ⑨ 令和5年2月 中央受審者講習会
- ⑩ その他 全剣連が主催する全ての講習会

以上

会 長	理事長	事務局長	係 員
イ	藤原	藤原	山

令和4年8月9日

本会審査終了後、
県内へ通気連絡を希望。
藤原

都道府県剣道連盟
理事長・専務理事各位

公益財団法人全日本剣道連盟
専務理事 中谷行道

称号受審要件の講習受講回数（再確認）

平素は公益財団法人全日本剣道連盟の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます

令和2年11月30日付「称号受審要件の受講回数について」でお知らせした通り、受講回数は、都道府県間の公平を図るため、錬士は1回、教士は2回を原則とする旨、ご連絡いたしました。

しかしながら、個人会員から、この通知が徹底されていない都道府県の傘下団体（市区町村剣道連盟など）があり、市区町村間で不公平が生じているとの報告があります。

本件については、コロナ禍において通常通り講習会が開催されない場合もあり得るとのことから通知したのですが、未だコロナ禍が収束していない状況に鑑み、公平性を確保するため、上記通知を傘下団体に徹底していただくようお願いいたします。

また、審判法の能力認定のため審判実績も受審要件と定めている都道府県傘下団体も数多くありますが、必要回数についても団体間で大きな差があるとの報告があります。

この点、各都道府県剣連内の公平性を図るようお願いいたしますとともに、コロナ禍で多くの大会が中止、延期、規模縮小となっている状況に鑑み、必要最低限の回数とするようご指導をお願いいたします。

以上

